

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](2026年2月度)

対象期間：2026年2月1日～2月28日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	数量 <sup>※1</sup>	
産業廃棄物	廃油	8,349 kg
	廃酸	1 kg
	廃アルカリ	108 kg
	廃プラスチック類	15,932 kg
	紙くず	0 kg
	木くず	0 kg
	繊維くず	0 kg
	ゴムくず	0 kg
	金属くず	3,662 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	4,936 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	4,088 kg
	廃油(有害)	137 kg
	廃酸(有害)	0 kg
	廃アルカリ(有害)	0 kg
	感染性廃棄物	109,556 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2026年2月1日～2月28日	2026年2月1日～2月28日	2026年2月1日～2月28日
測定結果	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2026年2月1日～2月28日	2026年2月1日～2月28日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別図の③	別図の③
採取した年月日	2025年9月3日	2025年9月3日
測定結果が得られた日	2025年10月22日	2025年10月10日
ダイオキシン類	0.61 ng-TEQ/m3N	
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.0091 m3N/h
	ばいじん	0.004 g/m3N
	塩化水素	150 mg/m3
	窒素酸化物	60 ppm

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示